

あなたの国民年金

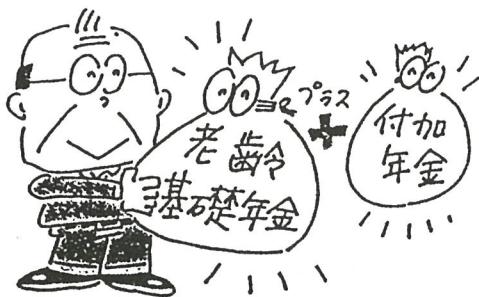
パート5

……国民年金には
独自の給付があります……

付加年金

定額保険料に月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金の受給権を得たときから支給されます。

支給される年金額は
 $200\text{円} \times \text{付加保険料納付済月数} = \text{付加年金}$
 例えば、40年間付加保険料を納めた人は
 $200\text{円} \times 40\text{年} \times 12\text{ヶ月} = 96,000\text{円}$ （年額）



- * くりあげ請求をすると、老齢基礎年金と同じ率で減額されます。
- * 付加年金は、申し出により加入することができます。

寡婦年金

夫が亡くなったとき、次の条件を満たす場合、妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

- ① 夫が老齢基礎年金の受給資格（原則として25年）があること。
- ② 夫によって、生計を維持し、婚姻期間（内縁でもよい）が10年以上継続している。
- ③ 夫が年金を受給したことがない。

年金額は、

夫が受給できた老齢基礎年金額の $\frac{3}{4}$

死亡一時金

3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受給しないで死亡したときに、その遺族に支給されます。

遺族の範囲及び順位

生計を同一にした、配偶者・子・父母・孫父母・兄弟姉妹

- * 寡婦年金または死亡一時金の選択、あるいは遺族基礎年金が受給できることもありますので国民年金の窓口でご相談ください。

支給される年金額は

保険料納付済月数	金額
3年以上25年末満	100,000円
25年 ツ 30年 ツ	126,500円
30年 ツ 35年 ツ	160,000円
35年以上	200,000円

*付加保険料の納付済期間が3年以上ある場合は8500円加算されます。

国民年金標語募集

—入賞者には賞状と賞金—

国民年金制度に対する認識を高めるもので標語には「国民年金」又は「基礎年金」もしくは「年金」の字句を入れ、自作で未発表のもの。

作品は、1人2点以内
 官製はがきに、住所・氏名・性別・年齢・職業を明記し、千葉市市場町1の1〒260-911千葉県国民年金協議会へ申し込んで下さい。
 締切は、8月31日（31日の消印まで有効）
 発表は、入選に直接通知するとともに広報に掲載します。

『幸せもいっしょにかける 国民年金』